

竜吟の森クライミング場利用規定

1. 目的

この規定は、自然ふれあい館（以下「当館」という。）が整備、運営する竜吟の森クライミング場（以下「当施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定め、安全な利用の確保と適正な運営管理をすることを目的とする。

2. 利用内容

当施設は、次の各号のいずれかに該当する内容で利用できるものとする。

- (1) 登山のための鎖場通過や岩稜歩きのトレーニング
- (2) クライミングの講習会
- (3) 山岳救助訓練

3. 利用対象

当施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本山岳・スポーツクライミング協会加盟団体
- (2) 日本勤労者山岳連盟加盟団体
- (3) 大学、高等学校の山岳部
- (4) 旅行会社、山岳ツアー会社
- (5) 前各号のほか「4. 責任者」に規定する者が1名以上所属する団体

4. 責任者

利用者の責任者は、18歳以上かつ次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 警察署員
- (2) 消防署員
- (3) 山岳連盟指導員
- (4) 勤労者山岳連盟指導員
- (5) 山岳ガイド
- (6) クライミング施設の講習受講済者
- (7) 前各号に準ずる資格者

5. 利用時間

当施設の利用時間は、9時から16時までとする。

6. 利用申込

当施設の利用を希望する者は、利用日の7日前までに、電話で当館に利用予約をしなければ

ばならない。また、利用予約を行った者は、事前に利用申込書（様式第 1 号）を当館に提出しなければならない。

7. 利用条件

当施設を利用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 当施設が自然物であることを念頭に置き、落石や装備の落下などがないよう慎重に行動すること。
- (2) 責任者は知識と経験に基づく適切な指導、安全管理ができる者であること。
- (3) クライミングのアンカーにはアンカーステーション、ハンガーボルト、マイロンを複数使用し、シャックル、鎖は使用しないこと。
- (4) 必ずハーネス、ヘルメット、登山靴若しくはクライミングシューズを着用し、専用のクライミングロープを使用すること。
- (5) 遊歩道及び歩行者の通行に十分に注意し、物、石を落とさないこと。
- (6) 衣服のポケットに物を入れないこと。また、指輪等の装飾品を着用しないこと。
- (7) 酒気を帯びた状態で利用しないこと。また、当施設内で飲酒しないこと。
- (8) 健康に不安がある場合や、途中で体調が悪くなった場合は直ちにクライミングを中断すること。
- (9) 岩にはアンカーボルト等打ち込まないこと。
- (10) 一人での利用は不可とする。

8. 損害賠償

利用者が、故意または過失により、当施設内の設備を破損させる等により当館に損害を負わせた場合には、修理費用その他の一切の損害について賠償する義務を負うものとする。

9. 責任事項

当館は、当施設内で発生した傷害、盗難等の人的、物的事故については、当事者の責任で解決するものとし、当館及び瑞浪市では一切の責任を負わないものとする。また、利用者同士の当施設内外でのトラブルについても同様とする。